

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年 6月27日
【会社名】	株式会社ビーアールホールディングス
【英訳名】	Br. Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 公康
【本店の所在の場所】	広島市東区光町二丁目 6番31号
【電話番号】	0 8 2 (2 6 1) 2 8 6 0
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 天津 武史
【最寄りの連絡場所】	広島市東区光町二丁目 6番31号
【電話番号】	0 8 2 (2 6 1) 2 8 6 0
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 天津 武史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
剰余金の期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金2円

第2号議案 定款一部変更の件
経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第19条（取締役の員数）について、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を6名以内から8名以内に変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
取締役（監査等委員であるものを除く。）として、藤田公康、土屋英治、多賀邦行、山根隆志、山縣修、石井一生、天津武史の7氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定の件
第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）が2名増員されること及び第13回定時株主総会後の経済情勢の変化や当社の企業価値の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役報酬額とは別枠の取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額の範囲を年額30百万円以内より年額60百万円以内に、新株予約権の総数上限を600個より800個にそれぞれ改めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	75,949	177	-	(注)1	可決 99.77%
第2号議案	75,647	479	-	(注)2	可決 99.37%
第3号議案				(注)3	
藤田 公康	75,879	247	-		可決 99.68%
土屋 英治	75,881	245	-		可決 99.68%
多賀 邦行	75,924	202	-		可決 99.73%
山根 隆志	75,929	197	-		可決 99.74%
山縣 修	75,933	193	-		可決 99.75%
石井 一生	75,612	514	-		可決 99.32%
天津 武史	75,904	222	-		可決 99.71%
第4号議案	75,733	393	-	(注)1	可決 99.48%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上